

1 審査項目、審査の観点及び配点

審査項目	審査の観点	配点
1 活動体制及び内容	業務を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。	10
2 取組方法	企業等への紹介方法が、効果的な方法であると認められるか。	10
3 過去の実績	これまでの業務実績から、業務に必要なノウハウを持っていることが認められるか。	10
計		30

【採点基準】

区 分	評点
非常に優れている	10
優れている	8
問題ない（中位点）	6
やや問題あり	4
問題あり	2
採用できない	0

2 審査方法

- (1) 審査は、応募者から提出された実施計画書等により岩手県農林水産部森林保全課において行う。
- (2) 評点の合計が18点以上を合格とする。なお、合格者が4者以上となった場合は、上位3者までを受託候補者に決定する。
- (3) 各受託候補者の仲介量の上限は、次のとおり決定する。
 - ア 全受託候補者の希望仲介量の合計が、応募要領1（5）仲介量の上限に定める量以内の場合は、希望仲介量を仲介量の上限とする。
 - イ 全受託候補者の希望仲介量の合計が、応募要領1（5）仲介量の上限に定める量を超える場合は、次のとおりとする。
 - (ア) 各受託候補者の希望仲介量以内で、「応募要領1（5）仲介量の上限÷3」を上限として仲介量を配分する。※小数点以下切捨て
 - (イ) (ア)の仲介量の合計が、応募要領1（5）仲介量の上限に定める量を下回る場合は、希望仲介量が（ア）の上限を超える受託候補者に次のとおり追加配分する。※小数点以下切捨て
 - a 希望仲介量が（ア）の上限を超える受託候補者が1者の場合
「応募要領1（5）仲介量の上限」から「（ア）の仲介量の合計」を差し引いた数量を配分する。
 - b 希望仲介量が（ア）の上限を超える受託候補者が2者の場合
「（ア）の配分を超える分の希望仲介量」に応じて、按分する。